

工事施工実績及び業務履行実績の対象期間の見直しについて

市内建設業者及び工事関連業務業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成並びに一般競争入札の競争性の確保を図る観点から、平成28年4月1日以降に発注する工事等より、工事施工実績要件及び業務履行実績要件を設定する場合には、対象期間を、原則、次のとおり見直します。

1 工事施工実績及び業務履行実績の対象期間

現 行	平成28年4月1日以降の発注案件
<u>10年</u>	<u>15年</u>